

## 建設機械賃貸借単価契約書（案）

沖縄県中部土木事務所長 仲嶺 智(以下「甲」とする。)  
(以下「乙」とする。))とは建設機械賃貸借について、次のとおり契約する。

第1条 建設機械の機種及び賃貸借単価は別表(1)のとおりとし、単価には消費税は含まないものとする。

2 この契約は、1時間を単位とする。

第2条 契約の期間は契約の日から令和4年 3月31日までとする。

第3条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号により免除とする。

第4条 乙は、常に整備された建設機械を準備し、甲の指示するときに甲が指示する機種を速やかに提供しなければならない。

第5条 乙は、建設機械の整備状態が作業遂行上不相当とされた場合は、甲の定める期間内に代替りの機械を提供しなければならない。

第6条 乙が、適当な理由なく契約の履行をしないとき又は、履行の見込がないと認められるときは、甲はこの契約を解除することができる。

第7条 油脂燃料費又は、故障等による修理費は、乙の負担とする。

第8条 乙が、作業中に故意又は過失によって生じさせた損害について、甲はその損害を賠償しない。

第9条 賃貸料の支払は、毎月の業務完了後、乙の正当なる請求書により所定の手続きを経て、請求書を受理した日より30日以内に支払うものとする。

2 乙が請求する金額は、この契約に基づく金額に消費税(円未満は切り捨て)を上乗せした金額とする。なお、消費税率については、機械が提供された時点の税率による。

3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第11条 この契約を履行するにあたり、疑義又は紛争が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとし、なお解決に至らないときは、法令の定めによる。

第12条 この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号  
沖縄県中部土木事務所  
所長 仲嶺 智

乙